

ウィズコロナ・アフターコロナに対応した
「キッチンカー・移動販売車」での商品販売を検討される中小企業者の皆様へ!

キッチンカー導入等支援事業補助金

(令和3年度 キッチンカー導入等支援事業)

「キッチンカー・移動販売車」を活用した商品販売を行うために必要な設備投資等(専用車両の購入改造費等)に100万円を上限(補助率1/2)に補助金が出ます ※小浜商工会議所が小浜市の委託を受けて実施する事業者向けの補助金制度



【
イ
メ
ー
ジ
図
】



≪補助対象となる事業≫

●以下を実施する必要があります

キッチンカー・移動販売車両(中古車可)の購入・改造等の設備投資を行う
※移動販売車に関しては、車両外で調理した食材の販売が目的(仕入れた商品の販売は不可)

●対象となる取り組みの例

- ①キッチンカー・移動販売車両(中古車可)の新たな導入や新たに移動販売事業に参入するための車両等の購入や改造など
- ②広告宣伝(販売促進)
車両等を導入し、新たにサービスを開始したことをPRするためのチラシ作成費や地域情報誌への広告掲載費など

→ 詳細については、裏面をご参照下さい

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、小浜商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問合わせの上、助言・サポートを受けながら申請して下さい。

<お問合わせ・申請書提出先>

小浜商工会議所 〒917-8533 福井県小浜市大手町5-32

TEL: 0770-52-1040 9:00~17:30 (土日・祝日除く)

URL: <http://www.obamacci.or.jp/>

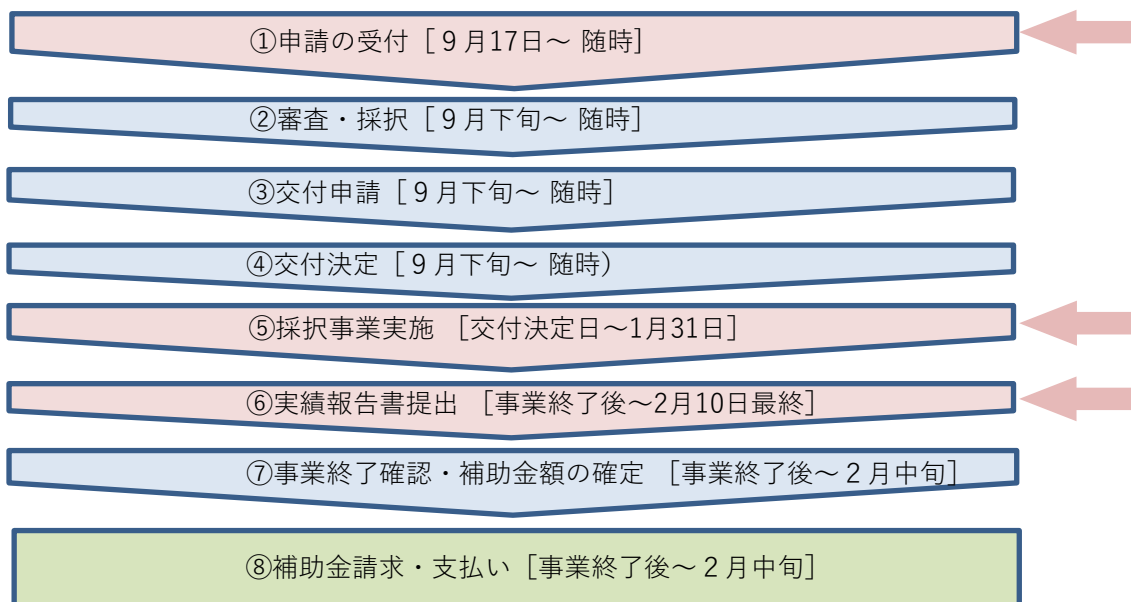
小浜商工会議所

検索

【キッチンカー導入等支援事業補助金 概要】

補助限度額	100万円
補助率	1 / 2 以内
補助対象経費	<p>◆キッチンカー等専用車両（※）の購入（中古車可）、改造費（専ら事業の用に供する）</p> <p>※キッチンカー等専用車両：</p> <p>①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列するとともに場所を移動して商品を販売する車両</p> <p>②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること</p> <p>③単なるデリバリー車両でないこと。</p> <p>◆キャッシュレス決済導入費</p> <p>◆広告宣伝費（新たな事業PRに伴うチラシ作成・広報費） その他、事業実施に必要と認められる費用</p>
募集期間	令和3年9月17日～ 随時
補助対象期間	交付決定日～令和4年1月31日まで ※1月末までに事業（支払）を完了
対象者	<p>(1) 申請時点で市内に住民登録があり、市内を営業拠点とする個人または市内に本店を有する法人、ならびに新たに市内を拠点にキッチンカー等での創業を行う個人</p> <p>(2) 補助を受けてから3年間はキッチンカー事業を継続する意思がある者</p> <p>(3) 食品衛生法等、移動販売業務に係る法令を遵守する者</p> <p>(4) 導入したキッチンカー等を活用し、週1回以上、市内で年間50回以上の営業を行う者</p> <p>(5) 市が指定する市内イベント等に年3回以上出店する者 但し、イベントが実施できない場合やイベントがない場合は除く</p> <p>(6) 市税等の滞納がない者</p> <p>(7) 導入したキッチンカー等をキッチンカー等以外の用途には使用しない者</p> <p>(8) その他、当該事業に際し国、県、市等の助成金の交付を受けていないこと</p>

【申請から補助金受領までの流れ（令和3年～令和4年）】



計画書や申請書の作成・実行時の取組等に
しつすは、小浜商工会議所がサポート